

第173回秋田県都市計画審議会

議 案 書

平成27年12月25日

秋田県都市計画審議会

第 1 7 3 回

秋 田 県 都 市 計 画 審 議 会

議 案 一 覧

日 時 : 平成27年12月25日(金) 午後1時30分~

場 所 : ふきみ会館 3階 鳳凰

議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田市長)

次 第

1 開 会

2 報 告

前回付議議案の処理状況について

3 議 事

(1) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可

4 そ の 他

5 閉 会

前回（第172回）付議議案の処理状況

| 議案番号 | 議案名 | 決定主体 | 関係市町村 | 決定告示等 |
|-------------|----------------------------------|------|-------|----------------------|
| 平成26年度議案第3号 | 秋田都市計画道路（3・5・36号外旭川新川線）の変更について | 秋田県 | 秋田市 | 平成27年2月6日 秋田県告示第45号 |
| 平成26年度議案第4号 | 大館都市計画道路（1・3・101号根下戸商人留線）の変更について | 秋田県 | 大館市 | 平成27年2月17日 秋田県告示第56号 |
| 平成26年度議案第5号 | 湯沢都市計画道路（3・4・3号湯ノ原線）の変更について | 秋田県 | 湯沢市 | 平成27年2月17日 秋田県告示第57号 |

平成27年度 議案第1号

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬 入



建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田市長)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について (諮問)

このことについて、特定行政庁秋田市長から依頼がありましたので、別紙のとおり秋
田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設・紙圧縮梱包施設の建築位置の決定 (秋田市)

平成27年12月25日審議

秋田県都市計画審議会会長

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第 51 条 ただし書き の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田市長 様

平成 27 年 5 月 2 日

申請者氏名 札幌市清田区清田 1 条 1 丁目 7 番 2-3 号
 北海紙管株式会社
 代表取締役 長谷川 裕一

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ホクカイカンパイシカインヤ
 【ロ. 氏名】 北海紙管株式会社
 【ハ. 郵便番号】 004-0841
 【ニ. 住所】 札幌市清田区清田 1 条 1 丁目 7 番 2 3 号
 【ホ. 電話番号】 011-882-7761

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 124699 号
 【ロ. 氏名】 増子 健男
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (宮城県) 知事登録第 03510080 号
 三井住友建設株式会社 東北支店 一級建築士事務所
 【ニ. 郵便番号】 980-8608
 【ホ. 所在地】 仙台市青葉区春日町 9 番 1 5 号
 【ハ. 電話番号】 022-225-6779

| | | | |
|--------------------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|
| ※手数料欄 | | | |
| ¥160,000- 現金 | | | |
| ※受付欄 | ※消防関係同意欄 | ※決裁欄 | ※許可番号欄 |
| 平成 年 月 日 第 27.5.12 号 係員印 | | | 平成 年 月 日 第 号 係員印 |
| ※公告欄 | ※公開による意見の聴取の期日欄 | ※建築審査会同意欄 | ※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の議欄 |
| 平成 年 月 日 第 号 係員印 | 平成 年 月 日 第 号 | | 平成 年 月 日 第 号 係員印 |

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田市土崎港穀保町130番地1

【2. 住居表示】 秋田市土崎港穀保町130番地1

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 臨港地区内

【5. 道路】

【イ. 幅員】 14.897m
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 61.39

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (3,073.44㎡) () () ()
 (2) () () () ()
 【ロ. 用途地域等】 (準工業地域) (準工業地域) () ()
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 (200%) () () ()
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
 (60%) () () ()
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 3,073.44㎡
 (2) () () () ()
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60%
 【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08340) 流通加工施設 (紙圧縮梱包施設・産業廃棄物処理施設)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築面積】 (1,103.76㎡) (220.45㎡) (1,324.21㎡)
 【ロ. 建ぺい率】 30.82%

【10. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築物全体】 (1,103.76㎡) (373.70㎡) (1,477.46㎡)
 【ロ. 地階の住宅の部分】 () () ()
 【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () ()
 【ニ. 自動車車庫等の部分】 () () ()
 【ホ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
 【ヘ. 蓄電池の設置部分】 () () ()
 【ト. 自家発電設備の設置部分】 () () ()
 【チ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
 【リ. 住宅の部分】 () () ()
 【ヌ. 延べ面積】 1,750.98㎡
 【ル. 容積率】 40.76%

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 平成 28 年 3 月 1 日

【13. 工事完了予定年月日】 平成 28 年 3 月 1 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

| | |
|--------------|--|
| 【1. 番号】 | 1 |
| 【2. 工事種別等】 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input checked="" type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 既設 |
| 【3. 構造】 | 鉄骨 造 一部 造 |
| 【4. 高さ】 | |
| 【イ. 最高の高さ】 | 9.94m |
| 【ロ. 最高の軒の高さ】 | 9.75m |

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

| | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分) | (申請以外の部分) | (合計) |
|-------|-----------|-----------------|---------------|-------------|---------------|
| (1階) | (08340) | (紙圧縮梱包・産業廃棄物処理) | (1,103.76㎡) | (0.00㎡) | (1,103.76㎡) |
| | (08470) | (事務所) | (0.00㎡) | (78.75㎡) | (78.75㎡) |
| | (08520) | (倉庫) | (0.00㎡) | (140.67㎡) | (140.67㎡) |
| (2階) | (08470) | (事務所) | (0.00㎡) | (154.28㎡) | (154.28㎡) |
| (階) | () | () | () | () | () |
| (階) | () | () | () | () | () |
| (階) | () | () | () | () | () |
| (階) | () | () | () | () | () |

【ロ. 用途別】

| (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (申請部分) | (申請以外の部分) | (合計) |
|-----------|-----------------|---------------|-------------|---------------|
| (08340) | (紙圧縮梱包・産業廃棄物処理) | (1,103.76㎡) | (0.00㎡) | (1,103.76㎡) |
| (08470) | (事務所) | (0.00㎡) | (233.03㎡) | (233.03㎡) |
| (08520) | (倉庫) | (0.00㎡) | (140.67㎡) | (140.67㎡) |
| () | () | () | () | () |
| () | () | () | () | () |

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

付議依頼理由書

1 本件処理施設は、一日当たり9.6トンの処理能力を有する廃プラスチック類の破砕施設で、破砕機の上屋は平成17年6月に完成し、紙圧縮梱包施設として稼働しています。破砕機は2年前に導入し稼働していたものです。

2 これまでは取引先の事業所から排出される廃プラスチックを有価物(商品)として購入し、破砕していたため廃棄物処理施設には該当しなかったものです。今後は、取引先より排出される廃プラスチックを不要な物として処理する予定のため、廃棄物処理施設に該当するものです。ただし、現在、有価物として処理しているプラスチックと処理方法が変わるものではありません。

3 今後、産業廃棄物と見なされる廃プラスチックを処理することが見込まれ、その場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第八号の二に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法(以下、「法」という。)第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。 →参考①

4 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。 →参考②

5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第五号、同施行令第9条第2項第八号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。 →参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2(位置の制限を受ける処理施設)

(抜粋)

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条(産業廃棄物処理施設)

(抜粋)

七 廃プラスチック類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条(産業廃棄物)

(抜粋)

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。)又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

参考②

建築基準法施行令第130条の2の3(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

(抜粋)

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一～六(略) 該当する項目なし

参考③

都市計画法第15条(都市計画を定める者)

(抜粋)

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条(都道府県が定める都市計画)

(抜粋)

2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

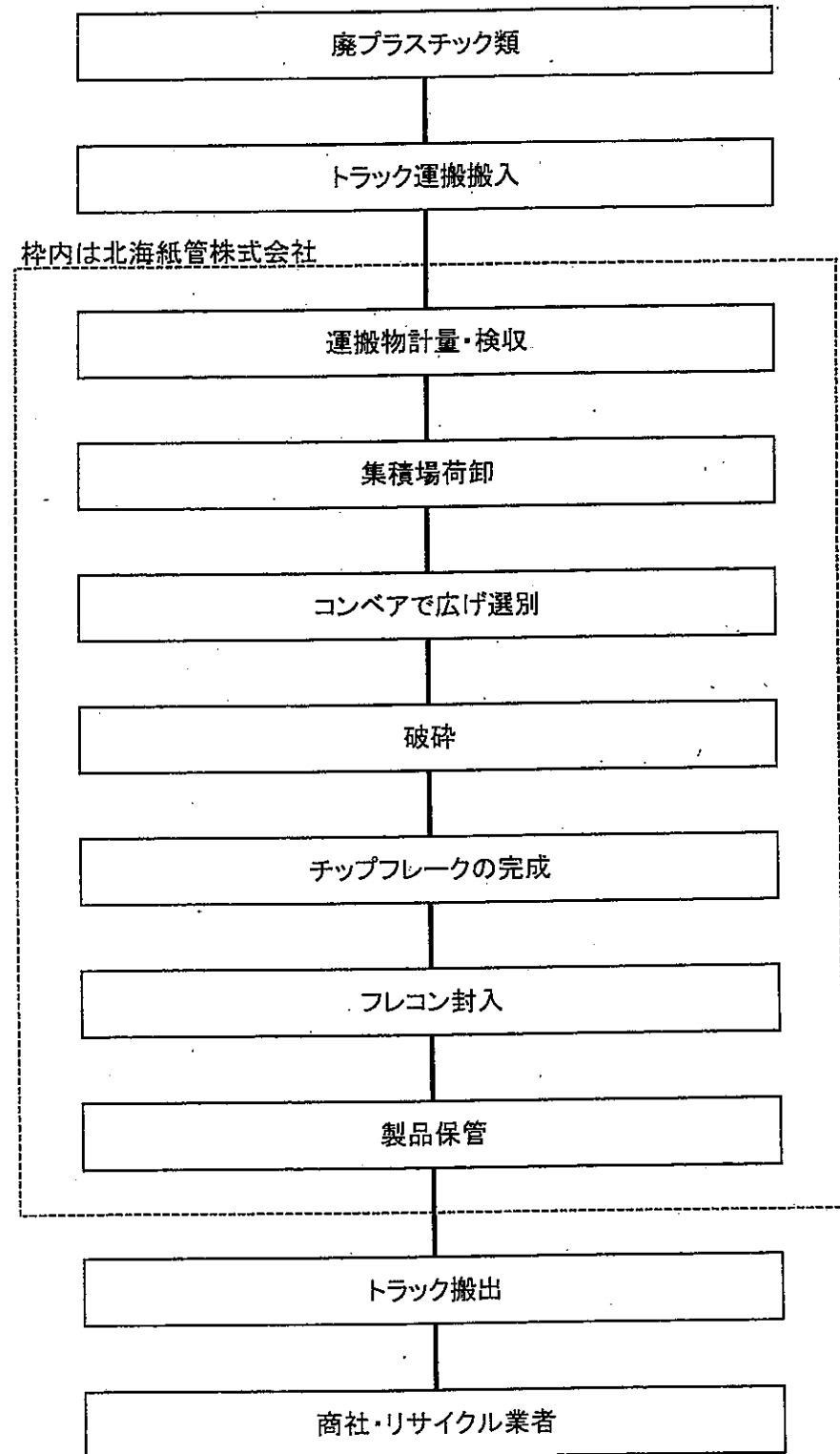
八 産業廃棄物処理施設

事業計画概要書

| | | |
|---------------------|---|--|
| 区分 | 破碎 | |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類 ただし産業廃棄物に限り、特別管理産業廃棄物をのぞく 石綿含有産業廃棄物および自動車廃棄物は取り扱わない。 | |
| 施設の設置場所 | 秋田県秋田市土崎穀保町130-1 | |
| 処理方式 | 中間処理(破碎) 受け入りしたものを、選別し、破碎機にて破碎してフレークにしフレコンに詰めます。 | |
| 処理能力・稼働時間 | 稼働時間 8時間 処理能力 1.2t/h 9.6t/日(8時間) 220.8t/月(23日) 2,640t/月 | |
| 保 管 施 設 | 保管施設の面積 | 廃プラスチック類 破碎前 保管面積4㎡(縦4m×横1m) 破碎後 保管面積6㎡(縦2m×横3m) |
| | 保管施設の能力 | 廃プラスチック類 破碎前 保管量 4m ³ 保管重量1.4t(0.35t/m ³ として算出) 破碎後 保管量 6m ³ 保管重量2.1t(0.35t/m ³ として算出) |
| | 保管方法 | 廃プラスチック類ともに、1m ³ のフレコンバックの中に入れ、高さ1段で重ねずに置き、保管します。 |
| | 保管期間 | 14日間 |
| 中間処理後の廃棄物の種類および処分方法 | 中間処理後の廃棄物の種類 ~ 廃プラスチック 処分方法 ~ 売却 | |

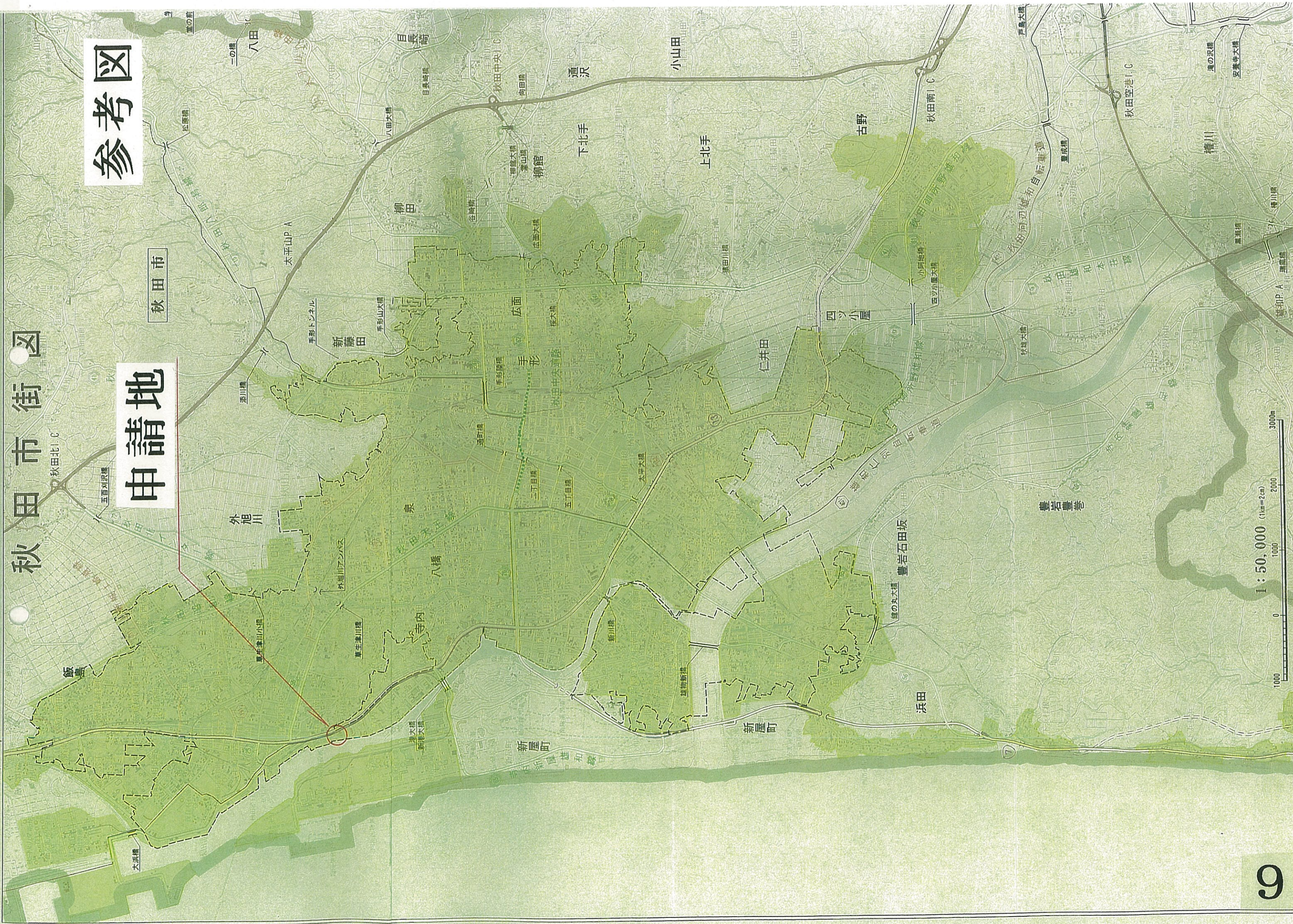
| | |
|-----------|--|
| 排ガスの処理方法 | 電動機のため、排ガスは発生しません。 |
| 飛散・流出防止措置 | 敷地全体が7mの塀で囲まれており、破碎前の廃棄物はフレコンでの搬入で、開封口をしっかり紐でしめているため、流出しない。 破碎後の廃棄物は、屋根および壁が3面ある箇所でのフレコンの保管で開封口をしっかり紐でしめているため流出しない。 廃棄物の飛散および流出防止のため、破碎設備の周囲に、高さ130センチほどのビニールカーテンを設置し粉じんを防止する。 |
| 騒音・振動防止措置 | 著しい騒音および振動を発生し、周辺的生活環境を損なわないため設置場所は準工業地域(臨港地区)で規制地域ではないが、生活環境の保全上の目標値として、敷地境界線では騒音70db以下、振動65db以下とする。また今後も目標値を遵守する。 |
| 地下浸透防止措置 | 施設から排水においては、排水が発生する廃棄物は一切受け入れなく、床面は前面コンクリート舗装のため、地下浸透しません。U字側溝があり、雨水分離槽を通して施設外へと排出する。 |
| 悪臭・害虫防止措置 | 廃プラスチックのため、においは発生しない。 なお、悪臭が発生する場合に備え、消臭スプレーを準備する。 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持するため毎日終業時には、担当者が清掃を実施し、構内の清潔を保持する。 害虫等が発生するおそれがある場合に備え殺虫剤の準備をする。 |

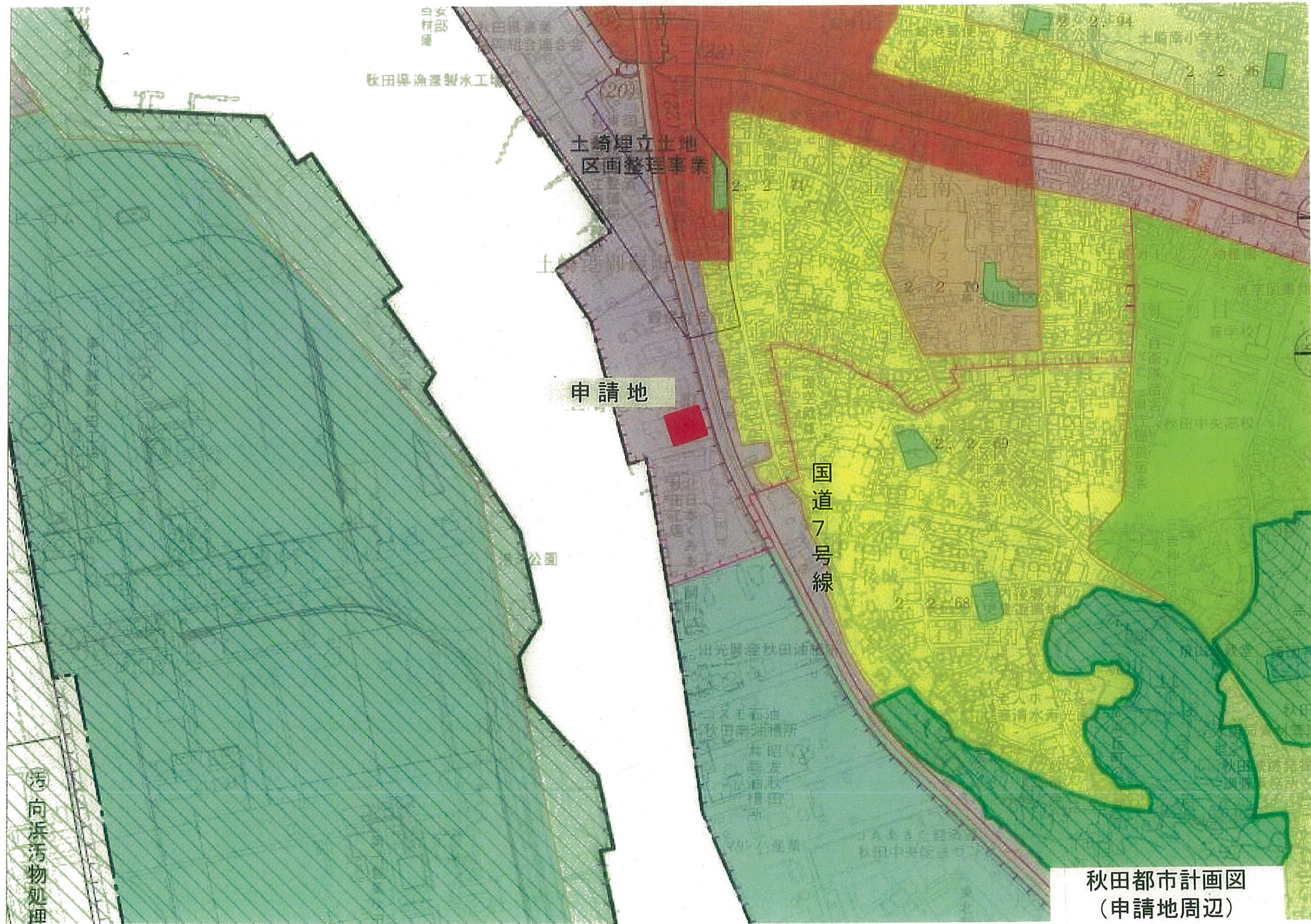
廃プラスチック処理工程



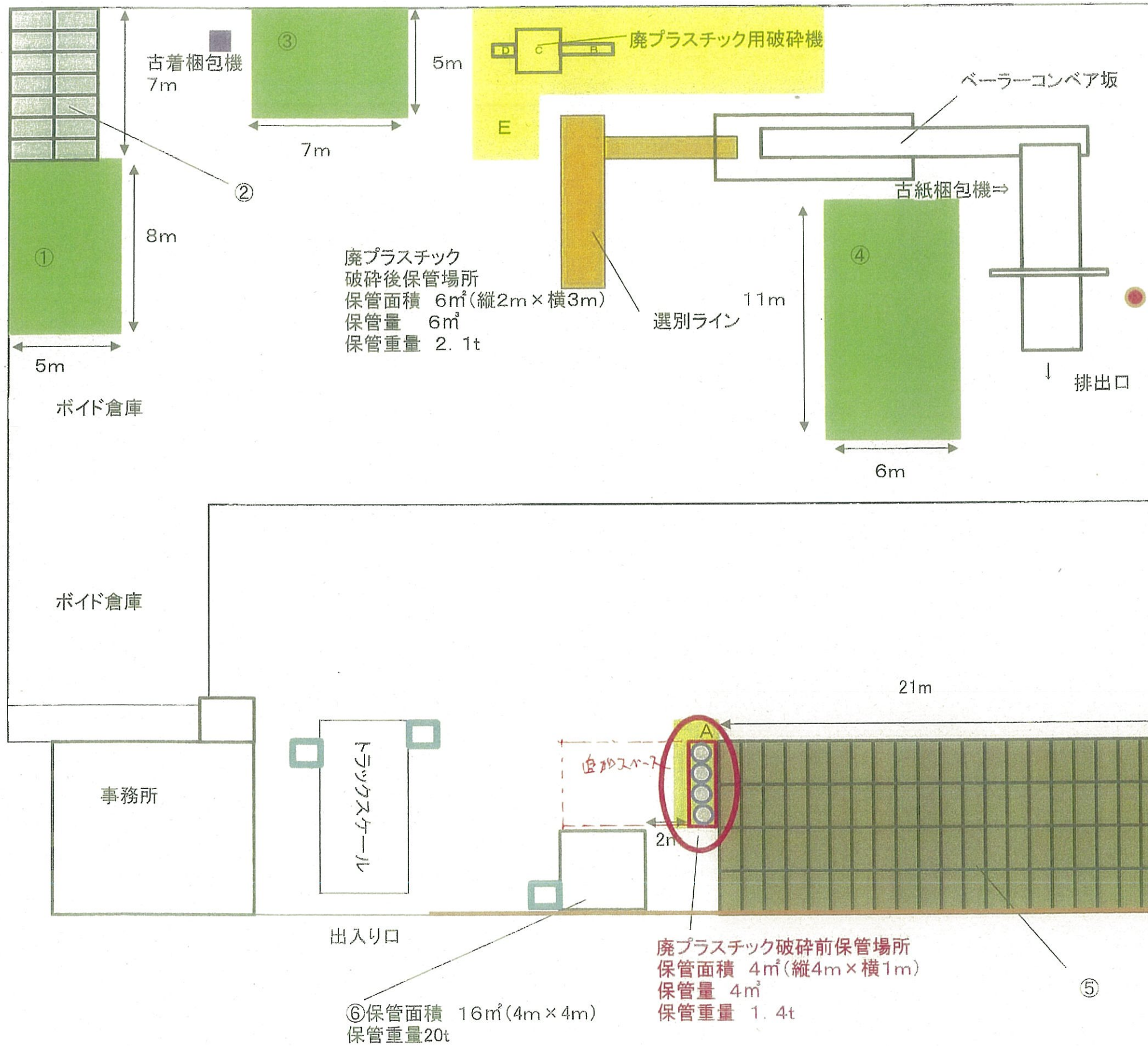
申請地

秋田市

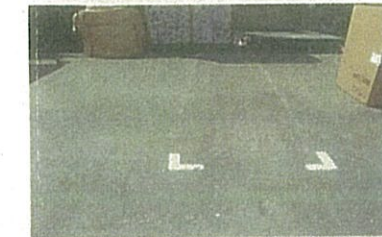




処分業にかかる廃プラフロー図



A. 保管場所にて保管



B: コンベアにて選別して破砕機投入



C: 破砕機

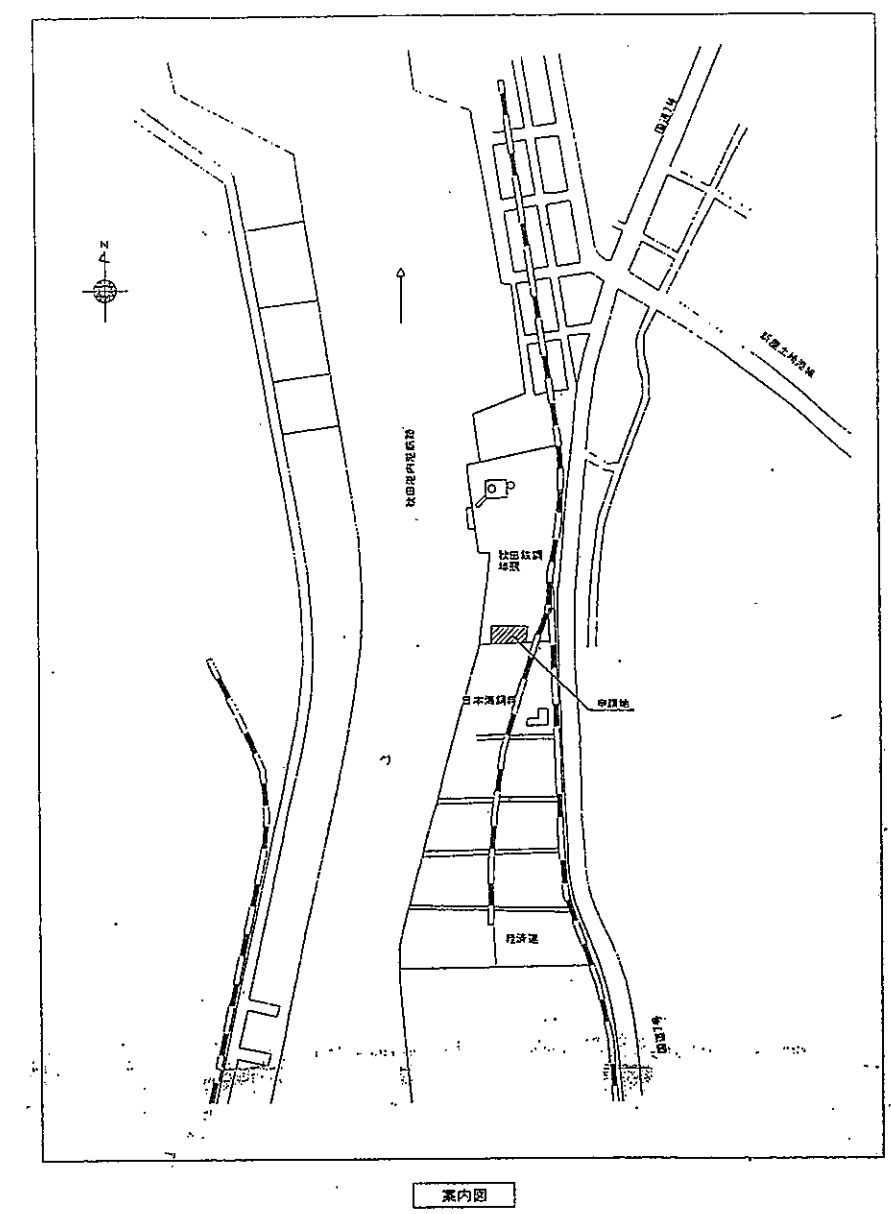
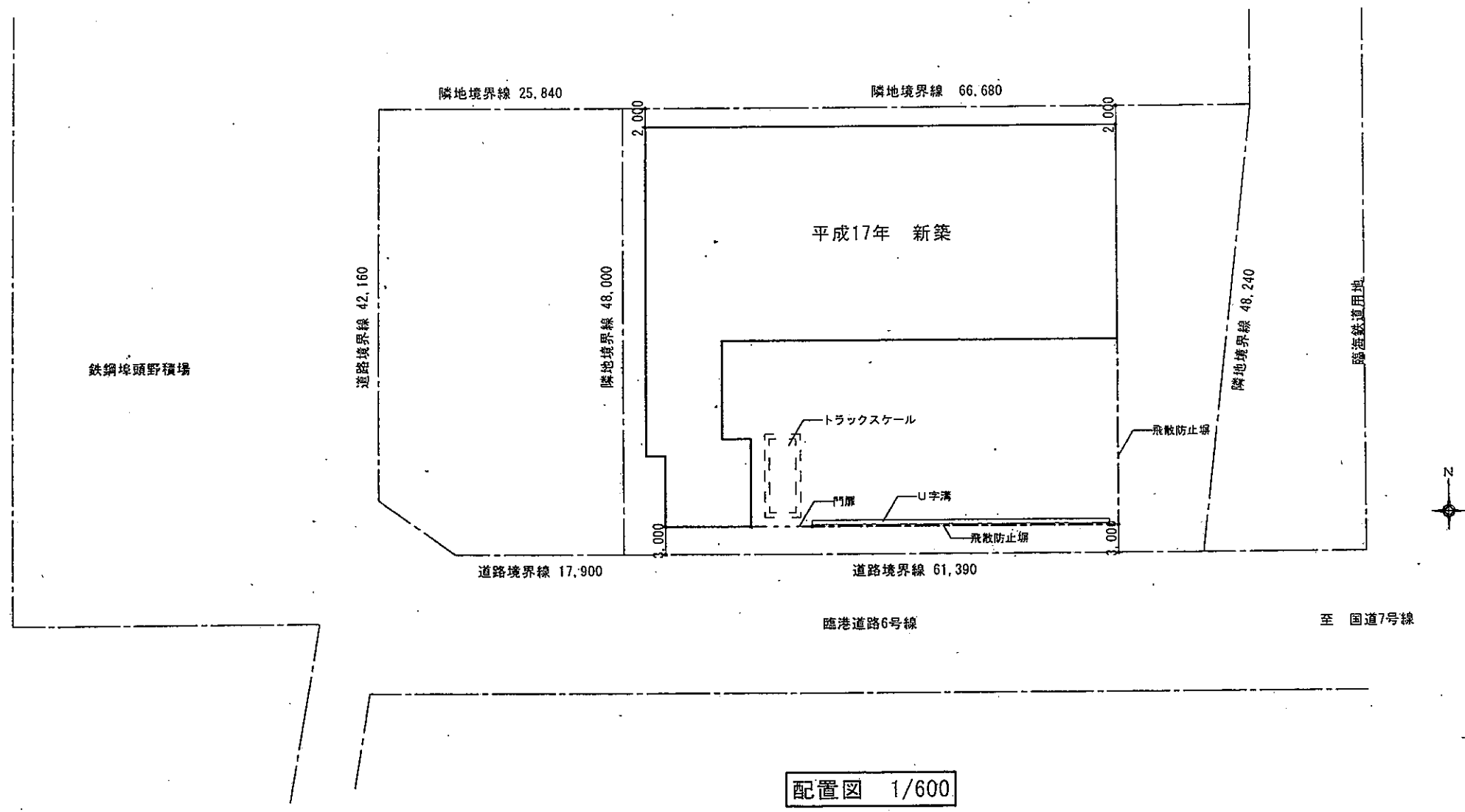


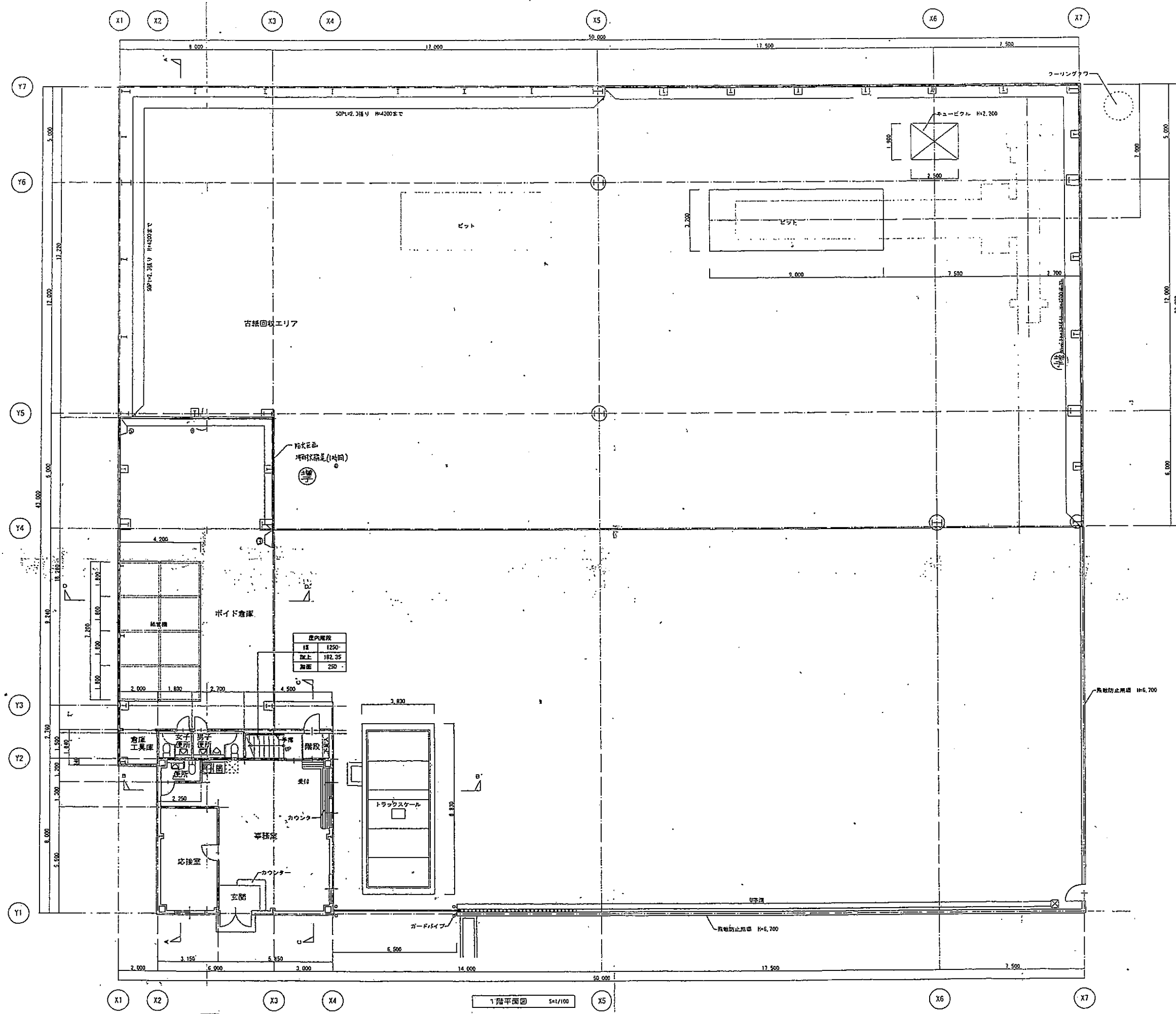
D: コンベアにて、フレコンに入れる



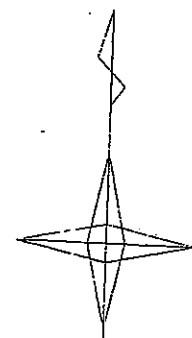
E: 保管場所にて保管



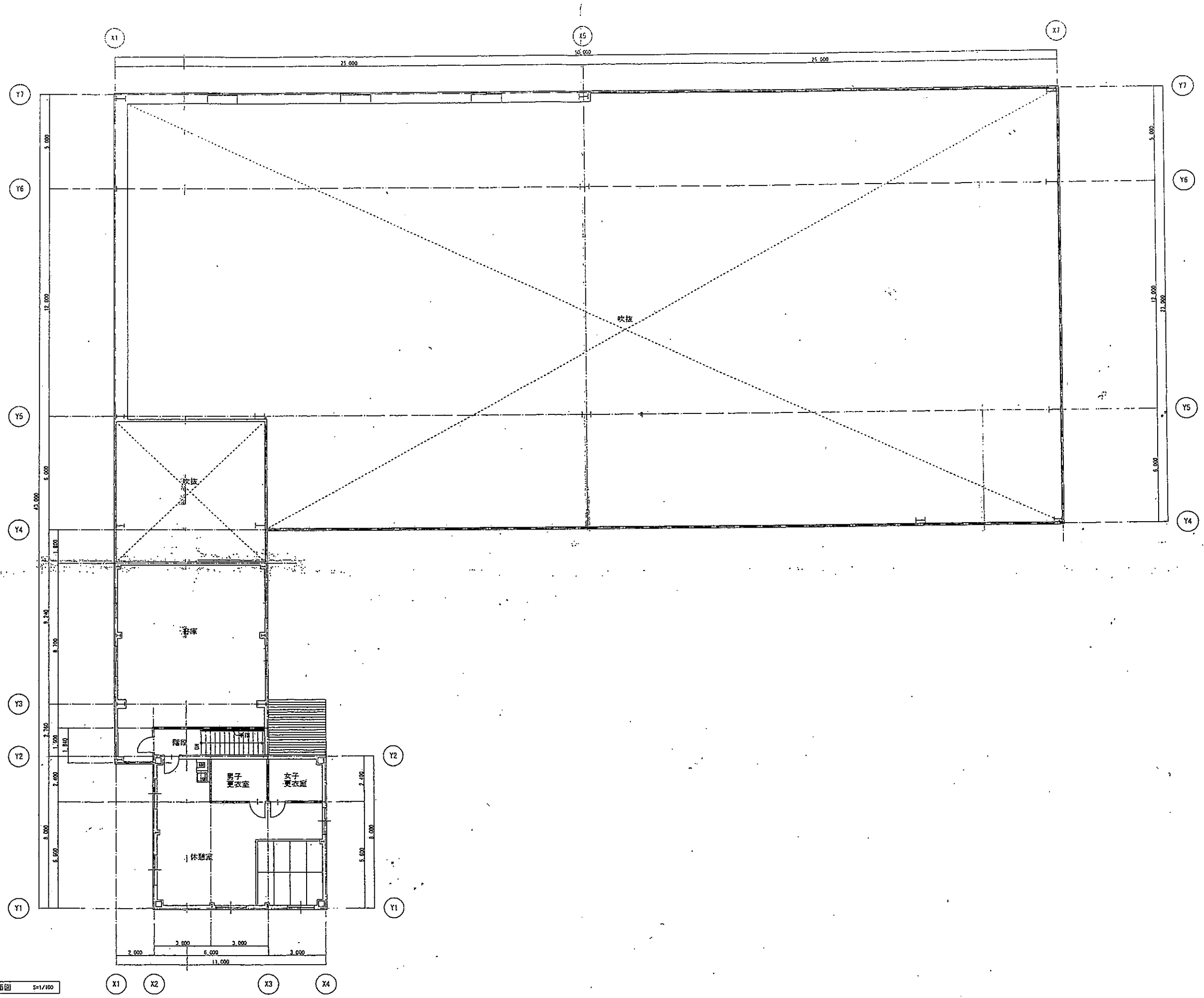




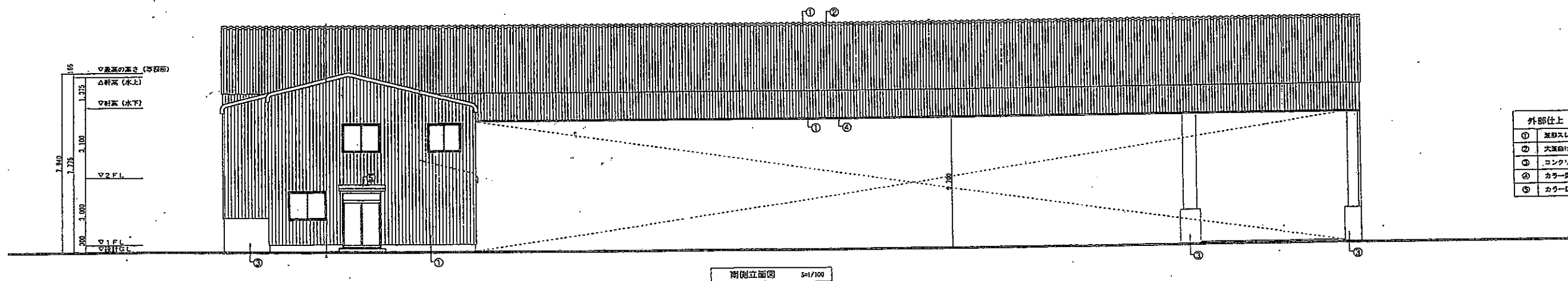
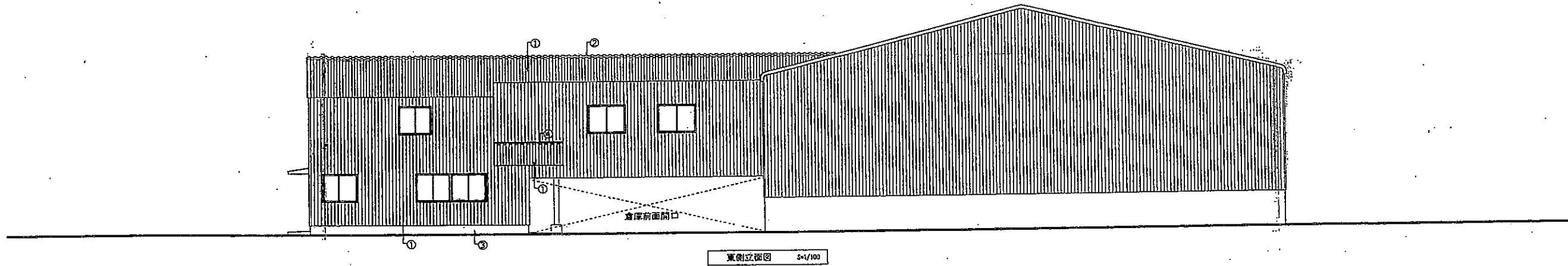
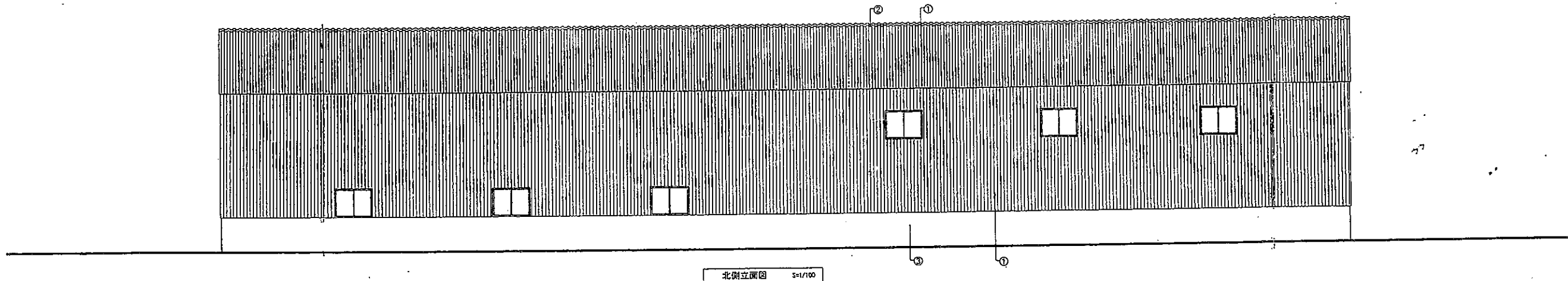
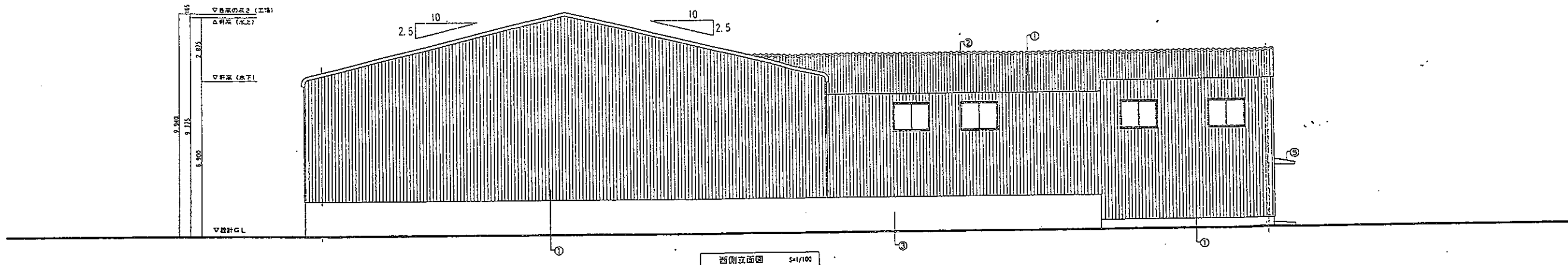
| 室内階段 | |
|------|--------|
| 幅 | 1250 |
| 段上 | 162.35 |
| 階段 | 250 |



1階平面図 S=1/100



2階平面図 1/100



| 外部仕上 | |
|------|------------------|
| ① | 波形スレート(黒色) t=6.3 |
| ② | 大黒白げ板 t=6.3 |
| ③ | コンクリート打放 |
| ④ | カラー鋼板 t=0.5 白げ加工 |
| ⑤ | カラー板 |